

佐賀県立うれしの特別支援学校 学校給食等調理業務委託契約書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、甲の学校給食及び舎食（以下「給食等」という。）における調理業務委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、甲の給食等に関する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（業務実施方法）

第2条 乙は、甲の指示に従い甲の給食施設、設備及び器具等を使用して次の業務を行うものとする。

- （1）調理
- （2）検食に付帯する業務
- （3）食器具等の洗浄、消毒、保管及び日常点検
- （4）給食及び舎食等の搬送及び回収
- （5）委託業務に要する調理施設、設備及び器具の清掃、洗浄、消毒、保管及び日常点検
- （6）残滓及び厨芥の処理
- （7）その他前各号の業務に付帯する必要な業務

2 乙が業務に従事する時間帯は、佐賀県立うれしの特別支援学校 学校給食等調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の別紙を参考にする。

（委託業務の履行）

第3条 乙は、仕様書、文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従い委託業務を履行するものとする。

2 委託業務の履行場所は、甲の給食調理室及び付帯する施設とする。

3 乙は、不測の事態が発生し、委託業務の履行が不可能となる恐れがあると認められる場合は、直ちに甲に報告し、甲と協議のうえ、正常な委託業務の履行を確保するよう努めなければならない。

4 乙は、甲における委託業務の履行に際し、この契約に基づく委託業務以外の行為を行ってはならない。

（契約期間）

第4条 この契約の期間は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までとする。

（契約金額）

第5条 この契約の委託料は、総額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地

方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円) とし、内訳は下表のとおりとする。

令和6年度	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税及び地方消費税額を含む
令和7年度	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税及び地方消費税額を含む
令和8年度	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税及び地方消費税額を含む
令和9年度	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税及び地方消費税額を含む
合計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	消費税及び地方消費税額を含む

(支払方法及び支払金額)

第6条 この契約に基づく支払は月払いとし、前条に掲げる年度金額を契約月数で除した金額を乙の請求に基づき支払うものとする。なお、支払金額は、一月当たり〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

2 甲は、適正な請求を受理した日から30日以内に当該請求額を乙に対して支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第7条 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約保証金)

第8条 乙は、この契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する契約保証金を納付しなければならない。

2 甲は、乙が契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(諸経費の負担)

第9条 この契約による業務の実施にあたり、委託料以外の必要な経費は乙がこれを負担するものとする。

(調理責任者等の設置)

第10条 乙は、仕様書に定める調理責任者及び副調理責任者(以下「調理責任者等」という。)を

置かなければならない。

- 2 調理責任者等は、この契約を履行するため、調理業務従事者を直接指揮監督するものとする。
- 3 調理責任者等が事故等で業務に専念することができない場合は、仕様書に定める条件を満たす調理責任者等を置かなければならない。

(衛生管理)

第11条 乙は、業務従事者の健康管理及び委託業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

(施設、設備等の管理)

第12条 乙は施設を常に善良なる管理者の注意をもって、良好な状態としておかなければならない。

- 2 乙は、甲の許可なく施設を委託業務以外の用に使用若しくは原型を変更し又は他人に使用させてはならない。
- 3 乙は常に善良なる管理者として、提供した食器及び備品等の保守管理に努めなければならない。

(調理の検査等)

第13条 乙は、調理の都度、その結果について調理責任者等立ち会いのもとに甲の検査を受けるものとする。

- 2 乙は、前項の検査結果、不合格と認められた場合は、乙の負担において直ちに手直し又はやり直しをするものとする。

(業務完了確認及び完了報告)

第14条 乙は、1日の委託業務の終了に際し、仕様書に定める業務完了報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(立入検査)

第15条 甲は、乙の履行状況について、必要に応じ立入検査又は報告を求めることができる。

(注意義務)

第16条 乙は、業務の履行にあたり、当該校の施設、設備、器具及び食品を事前に点検し、業務に支障を期すと判断される瑕疵を発見したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

- 2 委託業務の実施に関して、業務従事者に事故が発生した場合は、乙の責任において処理するものとする。

(業務の履行)

第17条 乙は業務の履行にあつては、学校給食に関する法規、食品及び公衆衛生に関する法規等すべての関連法規、通達及び佐賀県学校給食衛生管理基準「学校給食の手引き」を遵守するとと

もに、関係官公庁の指示に従い常に誠実に履行しなければならない。

(委託業務の譲渡等の禁止)

第18条 乙は、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、この契約について、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が書面により事前の承諾をしたときは、この限りではない。

(損害賠償責任)

第19条 乙は、施設等を滅失又は損傷したときは速やかに甲にその旨を報告しなければならない。

2 前項の滅失又は損傷が、乙の故意又は過失による場合は、乙の負担において、原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 本委託業務の履行の結果、甲又は第三者に対し損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。ただし、損害の原因が甲の責に帰することが明らかなきときはこの限りでない。

(契約の解除)

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に違反したとき。

(2) 乙が、本契約に係る業務の履行をすることができないと認められるとき。

(3) 乙が、故意又は重大な過失により、甲又は第三者に対して著しい損害を与えるなど受託者として不適当な行為があったとき。

(4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 乙は、業務上その他やむを得ない事由でこの契約を解除する場合は、解除しようとする日の30日前までに甲に通知し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、第2項の契約の解除にあたっては、施設設備及び業務に付随し、欠陥するすべての物品等について、これを整備しなければならない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第21条 甲は、乙が第17条の各号の一に該当したことにより、契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 第1項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて得た額の遅延利息を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第22条 乙は、甲が前条の期日までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じた金額の遅延利息の支払を請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第23条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算について減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第24条 乙は、この契約による委託業務の実施に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第25条 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第26条 本契約の各条項に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 2877 番地 1
氏 名 佐賀県立うれしの特別支援学校
校 長 竹田 敬道

乙 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。
- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
 - (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
 - (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項
- 2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

- 第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

- 第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めるときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。